

30 新規就農支援

【2, 660(3, 029) 百万円】

対策のポイント

新たに農業を始めたい方が就農しやすいよう、ニーズに応じて、研修機会の提供、就農に関する情報提供や相談、資金面での支援を実施します。

<背景/課題>

- ・我が国農業が、食料の安定供給等の役割を持続的に果たしていくためには、意欲ある多様な農業経営が展開されるよう、幅広い人材の育成・確保が必要です。
- ・新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割以上を青年（39歳以下）が占めています。

【雇用就農者数】 平成18年 6,510人（うち39歳以下 3,730人）

→平成21年 7,570人（うち39歳以下 5,100人）

- ・新規就農者は、農業経営を開始するに当たり、営農技術の習得や初期投資の負担軽減が大きな課題となっています。

【農業経営の開始に当たり苦勞した事項】

営農技術の習得：60.6%、農地の確保：56.3%、資金の確保：55.2%

政策目標

新規就農者数 (39歳以下) 年間1万5千人程度 (平成27年度)
うち雇用就農者数 (") 年間 7千人程度 (平成27年度)

<主な内容>

1. 雇用就農の促進

(1) 就農希望者と農業法人等とのマッチングの支援

- ① 就農希望者と農業法人等とのマッチングを促進するため、求人情報等の収集・提供、個別の就業相談、法人就業相談会の開催等を行います。
- ② 農業法人等への就業後、農業知識・経験不足等による早期離職等のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、短期就業体験の実施を支援します。

(2) 新規雇用者の人材育成への支援

農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修（OJT研修）等の経費の一部を助成します。（実施規模：1,200人、研修費：上限9万7千円/月、最長12ヶ月間）

〔 農の雇用事業 1, 821 (2, 115) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

2. 研修機関における就農のための研修の推進

(1) 就農希望者の技術習得等への支援

就農希望者の多様なニーズに対応した、研修機関での就農効果の高い実践的な研修の実施を支援するとともに、農業の6次産業化を目指す農業高校生を対象に実施する現場実習の取組を支援します。

農業研修支援事業 207(0)百万円
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体

(2) 研修環境の整備への支援

道府県農業大学校や市町村、農業法人等での研修教育や職業訓練の推進に要する研修施設等の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。

強い農業づくり交付金 3,127(14,385)百万円の内数
補助率：定額(2/3、1/2以内)
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

3. 新規就農者の経営負担の軽減

(1) 初期投資の軽減支援

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援します。

経営体育成支援事業 7,168(0)百万円の内数
補助率：1/2以内(400万円上限)
事業実施主体：地域協議会等

(2) 長期無利子資金による就農支援

新たに就農しようとする青年等が必要な資金(就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金)を長期間無利子で貸し付けることにより、円滑に就農できるよう支援します。

就農支援資金貸付金(特会) 632(915)百万円
貸付限度額：就農研修資金 5万円/月
就農準備資金 200万円
就農施設等資金 3,700万円
償還期間：就農研修資金 原則12年以内(据置期間4年以内)
就農準備資金 原則12年以内(同4年以内)
就農施設等資金 12年以内(同5年以内)
貸付主体：都道府県青年農業者等育成センター等

お問い合わせ先：
1、2、3(2)の事業 経営局人材育成課(03-3501-1962(直))
3(1)の事業 経営局構造改善課(03-6744-2148(直))